

**不利益処分個別票**

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課(06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特定建築物所有者への改善命令等
概要	店舗、事務所、旅館等の用途に使用され、その用途部分の延べ面積が3,000㎡以上の建築物（学校教育法第1条に規定する学校にあつては、8,000㎡以上）を特定建築物という。大阪府が報告聴取・行政検査等を行った特定建築物において、その維持管理状況が著しく不適当な場合は、大阪府長は改善命令または使用停止、使用制限の処分を行うことができます。
根拠法令等 及び条項	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条
処分基準	法第11条第1項（報告聴取・行政検査等）の規定による権限を行使した場合において、特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従って行われておらず、かつ、当該特定建築物内における人の健康をそこない又はそこなうおそれのある事態が存在すると認めるときは、当該特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものに対し、当該維持管理の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該事態がなくなるまでの間、当該特定建築物の一部の使用若しくは関係設備の使用を停止し、若しくは制限することができる。
ホームページ	
備考	